

# 丹沢はだの軽トラ市 出店要綱

本要綱は、丹沢はだの軽トラ市の出店を円滑に行うため必要な事項を定めるものです。

## 1. 出店日時場所については、一般社団法人 秦野市観光協会が定めます。

## 2. 出店者の参加資格について

- (1) 暴力団関係者でないこと。
- (2) 飲食に係る出店者は、食品衛生法により従事者の腸内細菌検査結果報告書のコピーを添付してください。
- (3) 出店者の確認のため、出店者説明会に出席しない者は、出店申込を無効とします。(代理出席可。)

## 3. 出店料について

- (1) 1マスは、軽トラ1台分および約テント1張り分の合計幅 150cm、長さ 550cmとし、出店料は 3,000円とします。その際、丹沢軽トラ市及び渋沢駅前商店会で使える商品券(2,000円分)を配布します。
- (2) 出店料は、開催日の朝に集金し、その際、商品券とのぼり旗を配布します。

## 4. 露店の設置並びに撤去等について

- (1) 軽トラの駐車並びに販売準備は、開催日の午前8時まで終了してください。テントを使う場合、強風などへの対策を十分に行ってください。(※出店車両の配置は、当日受け付け順となります。)
- (2) 値札などの販売するすべての備品およびつり銭、テント等は、各出店者で準備してください。(※一般社団法人 秦野市観光協会では、イス、テーブル、電気、給排水等の準備は致しません。)
- (3) 販売用の軽トラ以外の準備・搬入等の車両は、準備・搬入の終了次第速やかに移動してください。また原則軽トラ市開催時間中の会場への乗り入れは禁止とします。
- (4) 閉店時間は、厳守すること。販売商品が無くなった場合でも待機、或いは追加搬入をお願いします。
- (5) イベント終了後は、速やかに露店を撤去し、周辺のゴミ掃除等を行い環境整備に努めること。

## 5. ゴミの処理について

- (1) ゴミは出店者の責任により、各出店者でお持ち帰りください。
- (2) 自分の店舗で出たゴミを回収するゴミ箱を設置してください。終了後、出店者で持ち帰ってください。

## 6. 注意事項等について

- (1) 酒類の販売は、事前に必ず許可申請を行ってください。
- (2) 食品を販売される方は、保健所の指導を順守して、食中毒がでないよう最大限、心がけてください。
- (3) 当日の天候により食中毒の危険性が高いものは自粛してください。
- (4) テント等の設置は、土袋等を活用し強風対策を確実にして、事故が無いよう各自の責任において安全に配慮してください。
- (5) コピー商品など、法律に違反する物品や社会通念上ふさわしくないと一般社団法人 秦野市観光協会が判断したものは販売できません。
- (6) 紛争等を起こさず、市民に不安感や嫌悪感を与えるような服装、言語および態度をとらないように心がけてください。
- (7) 出店名義の又貸し等は禁止します。
- (8) 当日の天候や予期せぬ環境変化等より種々の変更が生じた場合やこの要綱に定めない事項が生じた場合は、一般社団法人 秦野市観光協会の指示にしたがってください。
- (9) 出店に関する事故・販売に関するトラブル等について一切責任を負いかねます。

## 7. 一般社団法人 秦野市観光協会は、出店者が本規定に違反した場合には、出店許可を取り消すことができるものとします。これによって生じた損害については、一般社団法人 秦野市観光協会は一切その責めを負いません。